

## ふじのくに未来財団助成事業実施要領

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人ふじのくに未来財団助成事業（以下「未来財団助成事業」という。）に係る事務取扱等に関し、ふじのくに未来財団助成事業要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 寄付金に関する事項

(希望を添えることができる寄付金)

第2条 要綱第4条第2項に規定する基金の処分に関する希望を添えた寄附金は次のとおりとする。

寄付金の種類	対象となる寄付	納入金額の下限額等
団体指定寄付	静岡県社会課題解決に取り組む社会貢献団体への支援を希望する寄付	下限なし
テーマ希望寄付	社会貢献活動の種類及び活動区域に関して具体的な支援を希望する寄付 ・ 社会課題解決型 ・ 文化・芸術振興 ・ ソーシャルビジネス	下限なし
冠寄付	社会貢献活動の種類及び活動区域に関して具体的な支援を指定し、助成事業の名称を希望する寄付	100万円以上

2 前項に該当しない寄付金は、財団支援するための寄付（以下「財団支援寄附」という。）として扱うものとする。財団支援寄附は、財団の実施する公益事業全般に充当する。

(処分における配慮)

第3条 団体支援寄附又はテーマ希望寄付による寄付金を処分する場合における要綱第7条の規定による配慮は、当該寄付のあった日の属する年度から起算して3年目の年度までの間行うものとする。

(希望を添えた寄付金を財団支援寄付金として扱う場合)

第4条 寄付金の区分にかかわらず、次の各号に該当する場合は財団支援寄付金として扱うものとする。

- (1) 第3条の規定による配慮をしたにもかかわらず、寄付目的に応じた処分ができなかったとき

## 第2章 未来財団助成事業に関する事項

(助成対象団体)

第5条 要綱第7条に規定する未来財団助成事業の助成金(以下「助成金」という。)の交付の対象となる団体は地域の課題解決に取り組む社会貢献団体とする。

(助成対象事業)

第6条 助成金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、要綱第8条に規定する選考委員会により選定された事業とする。

- (1) 団体指定  
寄付者が支援を希望した団体が企画・実施する社会課題解決事業
- (2) テーマ指定  
寄付者の希望に基づき財団が指定したテーマに関して、団体が企画・実施する社会課題解決事業
- (2) 冠テーマ指定  
寄付者の希望に基づき財団が指定した名称・テーマに関して、団体が企画・実施する社会課題解決事業

(情報公開等)

第7条 助成金の交付を受けて事業を実施する団体(以下「助成団体」という。)は、助成事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報公開しなければならない。

- 2 助成団体は、財団が助成金の交付の対象となる事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。